

遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権にかかる漁場(以下、「内共第4号漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする漁業権内容魚種の採捕(以下、「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場内において、遊漁をしようとする者は組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、ただちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる条件内でなければならない。

漁具・漁法	条件
刺網	網の全長50m以下
投網・刺し網・たも網・四つ手網	網の目合15mm以上

2 あゆについて7月1日から7月31日の期間は釣り以外の方法で遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次表左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 漁場内全ての頭首工及び堰堤の上下流50m。
 - (2) その他、組合が別に定める区域。
- 2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。
(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流(リリース)しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下並びに肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	釣り	2,000円	8,000円
	投網・刺し網・たも網・四つ手網		13,000円
いわな・やまめ・こい・ふな・うぐい	釣り	1,500円	5,000円
	投網・刺し網・たも網・四つ手網		10,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 漁協事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券取扱所
(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の各号に掲げる要件を表記する遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 対象魚種
- (2) 漁具・漁法
- (3) 承認期間
- (4) 遊漁料
- (5) 遊漁区域
- (6) 発行漁協名
- (7) 発行販売店名
- (8) 注意事項

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 ア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して採捕しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定に関わらず、予めイ表右欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表
漁場区域
内共第1号～26号漁場

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ	釣り	1年15,000円

2 前項の遊漁料は納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

秋田県内水面漁業協同組合連合会の指定する販売所

3 第1項の共通遊漁承認証は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次の各号に掲げる要件を表記する漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 監視員氏名
- (2) 監視員住所
- (3) 有効期間
- (4) 発行者印
(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト及びブルーギル)は再放流(リリース)してはならない。

付則 (付則) この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。